



2018年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社ウエストホールディングス
 代 表 者 代表取締役社長 永 島 歳 久
 (コード番号: 1407 JASDAQ)
 問 合 せ 先 取 締 役 椎 葉 栄 次
 電話番号 03-5358-5757 (代表)

定款一部変更及び剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年11月20日開催予定の第13期定時株主総会に定款一部変更及び剰余金の配当について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、定款第20条第1項を変更するものであります。
- ② 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせることを目的とし、各々の招集権者および議長の選定を取締役会でできるよう、定款第14条および第21条の規定を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>代表取締役会長または代表取締役社長のうち取締役会の決議によって定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u>	(招集権者および議長) 第14条 当会社の株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u>
2. <u>前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>	2. <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が行う。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了するときまでとする。	(現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長または代表取締役社長のうち取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年11月20日 (予定)
定款変更の効力発生日	2018年11月20日 (予定)

2. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2018年10月12日)	前年実績 (2017年8月期)
基準日	2018年8月31日	同左	2017年8月31日
1株当たり配当金	35円	35円	30円
配当金の総額	885百万円	—	758百万円
効力発生日	2018年11月21日	—	2017年11月24日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 配当の理由

株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、今後の事業展開及び財務内容の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

上記の基本方針及び通期の業績を踏まえ、財務状況等を総合的に勘案した結果、2018年10月12日付けで開示しました「業績予想値と実績値との差異及び配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、1株当たり35円といたします。

以上